

令和元年6月26日現在

機関番号：33923

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17364

研究課題名(和文) 国際人権法における無償教育原則の国内適用をめぐる教育財政の法制的、制度論的研究

研究課題名(英文) Legislative and institutional research on financing in education concerned with domestic applicability of free education discipline in international law

研究代表者

田中 秀佳(Tanaka, Hideyoshi)

名古屋経済大学・人間生活科学部教育保育学科・准教授

研究者番号：00709090

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：国際人権法における教育制度原理の一つである教育の無償性について、その国内適用に際しての教育財政の法制度の原理と制度基準を救命した。具体的には、国連人権規約とわが国の教育財政法制との整合性/不整合性を明らかにした。特に、国際法の法規範と法解釈にもとづいて、近年進められている我が国の教育・保育の「無償化」政策の分析をおこない、現在の政策が新自由主義の文脈の中で進められ、国際法の要請する無償性原理とは相容れないかたちで展開されていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、国際人権法と国内法制との整合性を分析することによって、我が国の教育財政システムの本質と課題を明らかにすることにある。この分析視覚を持つことによって、理論的な問題提示にとどまらず、目下展開されている教育の「無償化」政策が、教育の無償性を実質化するものであるか、実際上の課題を具体的に示したことに、社会的な意義を持つものである。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed current governmental policy of “free education” by comparing the principle of free education in ICESCR. In the governmental policy, it was declared that child day care and education would be provided by service in cash, and that only preschool education for age 3-5 would be provided by service in-kind. Although this policy seems to be haphazard or political appeal to hoi polloi, it should be noticed that the policy is consistent with past neo-liberal education reform. Taken account the principles of international law, it should be pointed out that the policy is not only based on retrogressive financial resource but it is essentially insufficient for in-kind benefits and scholarship system, and that it introduces conditional tuition free higher education with income cap and unreasonable institutional governance controlled by the state.

研究分野：教育法

キーワード：教育の無償性

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国の公教育支出における公費負担割合の低さは、これまで頻繁に指摘されてきたが、近年の経済状況、財政状況の下で私費負担に大きく依存してきた教育財政構造の限界性が露呈している。政府は、子どもの貧困問題や少子化などの対策として、2014年7月に教育再生実行会議の「第五次提言」において就学前教育を含めた教育の無償化の検討、高等学校の修学支援の充実等の私費負担軽減策を提起した。

一方で、政府は先立って2012年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)第13条2(b)及び(c)項の「漸進的無償化」に係る留保の撤回をおこなったものの、その後実施された高等学校授業料無償化の見直しを図り、本来的な教育の無償制の制度形態は後退状況にある。また、2013年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたが、対策に向けた具体的な制度形態について、理論的・実践的課題の解明を要している。特に、国際人権法との関係では、国連によるわが国の政府に対する審査が、子どもの権利条約については2016年に、社会権規約については2018年に実施されるため、無償教育に関する国内の法制度的対応や具体的な実現形態の検討が必要な状況にある。

2. 研究の目的

国際人権法における教育制度原理の一つである教育の無償性について、その国内適用に際しての教育財政の法制度の原理と制度基準、そしてそのためのガバナンス・システムを究明する。これにより、少子化や子どもの貧困といった問題への対応として政府が検討を進める無償教育の改革への具体的な政策的応答を目指す。

3. 研究の方法

(1) 国連人権規約とわが国の教育財政法制との整合性/不整合性を明らかにし、(2) 無償教育における教育財政制度基準についての理論整理と事例調査をおこない、(3) 教育財政の支出・配分について、そのためのガバナンスの方法を諸外国およびわが国の自治体・学校レベルでの先進的な事例を用いて分析する。

4. 研究成果

国際人権法における教育制度原理の一つである教育の無償性について、その国内適用に際しての教育財政の法制度の原理と制度基準を救命した。具体的には、国連人権規約とわが国の教育財政法制との整合性/不整合性を明らかにした。特に、国際法の法規範と法解釈にもとづいて、近年進められている我が国の教育・保育の「無償化」政策の分析をおこない、現在の政策が新自由主義の文脈の中で進められ、国際法の要請する無償性原理とは相容れないかたちで展開されていることが明らかとなった。

現在の「無償化」政策と国際法とを照らし合わせ、それぞれの制度論の相違点、そして今般の政策における課題をより具体的に示すと次のとおりとなる。

(1) 国際人権法における教育の無償性と「無償化」について

教育の無償性とは、教育は誰もが享受しうるべき性質を有するということであり、その手続き的障壁があってはならないことを意味する。教育の給付における最も優れた手段が無償であり、金銭を介することなく直接に享受すること、すなわち普遍的現物給付が基本的な制度原理となる。

わが国の法体系に位置づく国際人権法の一つである社会権規約の13条2項では、初等教育から高等教育における普遍的現物給付と、必要に応じた選別的現金給付が要請されている。また、

社会権規約に関しては、給付にあたっての政府の義務と違反該当事項が精緻に整理されており、利用可能な資源の不足や不可抗力等を除いての不履行、権利保障を減ずる意図的な後退的措置などは規約に違反するものとされる。さらに、同規約の近年の法解釈として、公共部門としての教育の質の維持のため累進課税を強化すべきことが示されている。わが国の教育法制度を国際人権法と照らし合わせれば、全ての教育段階において普遍的現物給付が不十分であり、公教育が多額の応益負担（私費負担）に依存していること、選別的現金給付としての奨学金制度が不十分なしは欠如していること、高校授業料無償化に所得制限を新たに設けるという後退的措置を取り、なおかつ受給漏れの可能性を制度的に創出していること、そして、所得の再分配の機能強化をするはずの今般の「教育の無償化」政策が、逆進性のある消費税を財源としており、教育における給付の制度原理と矛盾すること、などの点において不整合であることが指摘できる。最後の点については、現在の保育における応益負担から無償化への転換に伴って、所得移転額が高所得者ほど大きくなるという批判があるが、それは逆進的な消費税が財源である限りで妥当し、無償化自体の批判としては当たらない。

（２）幼児教育・保育の権利保障

社会権規約は幼児教育・保育の具体的規定を有していない。これは、乳幼児の教育が私事的性格の強いものであり、親の市民的・政治的権利との関係で国家の教育権限について慎重さを要することによる。一方、子どもの権利条約においては、27条において親の能力および資力の範囲で子どもの発達に必要な生活条件を確保する責任が、18条において親が子どもの養育責任を果たすための援助や、養護のための施設・設備およびサービスの発展を政府がおこなうべきことが示され、ここから幼児教育・保育における応益負担原則を確認することができる。

幼児教育・保育をめぐる、国際人権法における制度原理との比較において、2つの問題が指摘できる。1つは、利用料・保育料以外の応益負担が存在することである。もう1つは、そもそもわが国において親が子育てをおこなう権利、責任および義務を行使しうる社会環境が欠如していることである。待機児童の存在は、同18条から問題とされるところであるが、長時間保育、夜間保育など保育施設への高いニーズの前提にある、長時間労働や非正規・低賃金雇用といった親の労働環境が本質的には問われるべきである。親の長時間就労を前提とした社会であるならば、政府は親の保育の権利損失を補償すべく、質が保障された保育サービスを給付すべきである。そうでなければ、労働法制を整備することによって親の時間的・精神的自由を確保し、子育ての権利を保障することなしに、幼児教育・保育の課題は解消されることはない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

田中秀佳「教育の無償化の政策動向と制度原理」日本教育法学会年報、査読無（招待論文）、第48号、有斐閣、2019年3月、82-90頁。

田中秀佳「教育運動と教育研究」教育、査読無、877号、かもがわ出版、2019年2月。

田中秀佳「新教育基本法施行以降の『無償化』の動き 高校授業料無償化法の制定とその後」日本教育法学会年報、査読無、第47号、有斐閣、2018年3月、181-183頁。

田中秀佳「国際人権法における教育の無償性の意義」日本教育法学会年報、査読無、第47号、有斐閣、2018年3月、171-175頁。

田中秀佳「国際人権法と中等・高等教育政策との整合性の検討 社会権規約漸進的無償化条項にかかる留保撤回以降の施策について」名古屋経済大学教職課程委員会「名古屋経済大学教職支援室報」、査読無、Vol1、2018年1月、5-11頁。

〔学会発表〕(計3件)

田中秀佳「教育の無償化の政策と制度原理」、日本教育法学会、2018年6月3日、東北学院大学。

田中秀佳「教育無償化の政策動向について」、日本教育法学会新教育基本法法制研究特別委員会研究会、2017年12月10日、明治大学。

田中秀佳「教育費の無償化に向けて－無償の論理と学校・教育委員会－」、全国学校事務研究集会、2016年8月1日、ホテルたつき。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 秀佳 (TANAKA HIDEYOSHI)

名古屋経済大学・人間生活科学部教育保育学科・准教授

研究者番号：00709090

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：